

**令和2年度 きょうとこどもの城づくり事業（きょうと子ども食堂）  
開設・運営支援事業 募集要項**

**1 趣旨・目的**

京都府では、様々な課題（生活困窮世帯・ひとり親家庭等）を抱える子どもとその保護者を広く受け入れ、子どもが将来の希望や夢を持つきっかけとなる場をつくるため、食事や相談等を通じて、居場所やその他の福祉施策に繋ぐ入口となる「きょうと子ども食堂」の開設及び運営をされる民間の団体の取組を支援します。

**2 補助対象となる事業**

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、主にひとり親家庭及び低所得世帯（要保護・準要保護家庭等）の子ども及びその同伴する保護者等を対象に行う無償又は低廉な価格で食事の提供等の取り組みとし、次に掲げる要件に該当するものとしします。

- (1) 毎月1回以上、かつ、1回につき2時間以上実施すること
- (2) 食事の提供だけでなく、交流及び相談も併せて実施すること
- (3) 子ども及び保護者に情報が届く手段により、開催内容等を公開及び周知すること
- (4) 食品衛生法等の関係法令を遵守すること
- (5) 府等の主催する会議や研修等への参加及び関係団体等と連携すること
- (6) 以下に掲げる事項に留意すること
  - ・ 1年以上継続して実施する見込みを有すること
  - ・ 1運営日当たり概ね20食の提供ができるよう努めること
  - ・ 緊急時に備えて利用者の連絡先を確認（登録）すること
  - ・ ボランティア保険等傷害保険に加入（必須）すること
  - ・ 食品衛生管理及び食物アレルギー等について、保健所の指導を受けること
  - ・ 福祉施策に繋ぐ入口として、小・中学校、市町村、福祉関係団体等との連携を図ること
  - ・ 利用者情報は、京都府個人情報保護条例等により適切に管理すること
  - ・ その他事業実施に際しては、京都府と十分連携を図ること

**3 対象団体の要件**

- (1) 対象団体は、前記に掲げた事業を行う法人及び任意団体とします。

なお、ここでいう任意団体とは、代表者が明らかで、事業運営及び会計事務等が適切に行える団体であり、ボランティアサークル、実行委員会、自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、PTA等を想定しています。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助対象団体としないものとします。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではありません。
  - ・ 特定の政治、宗教等に関わる団体
  - ・ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
  - ・ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等を構成員とする団体
  - ・ 知事が不相当であると認める団体
  - ・ 代表者が、京都府税を滞納している団体

#### 4 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、交付決定日から令和3年3月31日までとします。

ただし、継続団体等で交付決定日より前に事業実施を希望する団体においては、交付決定前事業着手届（第5号様式）を提出してください。

#### 5 補助金の額等

- (1) 運営費支援の補助基本額は、1日あたり15,000円に実施日数を乗じた金額とし、補助金の額は、補助基本額又は実際にかかった経費のいずれか低い額に3分の2を乗じた金額とし、補助の対象となる実施日数は上限を150日とします。
- (2) 開設費支援の補助は1回限りとし、補助基本額は30万円とし、補助金の額は補助基本額又は実際にかかった経費のいずれか低い額に3分の2を乗じた金額とし、上限を20万円とします。

#### 6 補助金の交付対象となる経費

補助金の交付の対象となる経費は、以下に掲げるとおりですが、知事が必要と認めるものを補助対象経費に含めることができます。

| 区分    | 補助対象経費の範囲                                             |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 運営費支援 | 会場使用料、水道光熱費<br>支援員交通費<br>保険料及び周知・広報経費<br>通信費、食材費 等    |
| 開設費支援 | 調理用備品・什器類<br>食事に要する什器類<br>軽微な建物修繕経費<br>営業許可申請等に係る経費 等 |

加えて、以下の点に注意してください。

- (1) 応募に当たって、所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金については、交付対象経費等の精査により減額することがあります。
- (2) 補助金は、千円単位（千円未満の端数は切捨て）とします。
- (3) 本補助金の支払いは、事業終了後の精算払を原則とします。  
ただし、運営費支援は実績に応じて、中間払いが可能です。中間払いを必要とする団体に対しては、おって連絡します。

#### 7 補助金の交付対象とならない経費

- (1) 事業実施に直接関連のない経費
- (2) 補助金の交付決定前に支出された経費（事前着手届を受理されたものを除く。）
- (3) 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

#### 8 応募書類の作成及び提出

本事業へ応募する団体は、下記の応募書類を作成し、提出期限までに持参又は郵送で提出してください。

- (1) 応募書類

【継続実施事業者】

- ・交付申請書 第1号様式①、②-1、②-2、③（必須）
- ・同添付書類 府税の滞納がないことの証明書（府税納税証明書）  
食品衛生法等の関係法令に関する書類（例：営業許可の写）  
口座振替依頼書

- ・補助金額算定チェックシート
  - ・交付決定前事業着手届 第5号様式（交付決定前に事業実施する場合のみ）
- ※今までに一度も開設費支援を申請していない団体で、開設費支援を申請する場合のみ、別途交付申請書第2号様式①②及び見積書の写しをご提出ください。

【新規申請事業者】

- ・実施計画書 第1号様式①、②-1、②-2、③（必須）
- ・開設準備計画書 第2号様式①②及び見積書の写し（開設費支援を申請する場合のみ）
- ・補助金額算定チェックシート

※実施計画書では、食品衛生法等に係る保健所等への申請状況の記載が必要ですが、手続中（予定）であっても、提出は可能です。

- (2) 提出期限  
締切：令和2年4月20日（月）17時まで（必着）
- (3) 提出先  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府健康福祉部家庭支援課  
電話 075-414-4584
- (4) 応募書類提出に当たっての注意事項
- ア 応募書類は、様式に沿って作成してください（令和2年度から様式改正されていますので、最新の様式を使用してください）。
- イ 応募書類に虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合があります。
- ウ 対象団体の要件を有しないものが提出した応募書類は、無効とします。
- エ 応募書類の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。
- オ 応募書類の提出は、郵送又は持参することとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。
- カ 提出後の応募書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、決定、不採用にかかわらず、返却はいたしません。
- キ 応募書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。が、地域との連携を図るため、市町村等関係機関と情報共有します。
- ク 保健所等への食品衛生関係の届出等が手続中（予定）であっても、応募は可能です。ただし、運営費支援の交付決定は、それらの手続きが完了してからとなります。

## 9 事業計画等のヒアリング

応募書類の審査に当たり、必要に応じて、応募団体からの応募書類の内容についてヒアリングします。

## 10 審査結果の通知

- (1) 審査の手順
- 提出された応募書類については、家庭支援課において審査を行い、補助金交付候補者の決定をします。なお、審査に当たっては、市町村から意見を聴取します。
- また、3の対象団体の要件を満たしていないものについては、不採用とします。
- (2) 審査の基準
- 審査は、公益性及び実現性のある事業内容であるかどうかを勘案して総合的にを行います。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、府から応募団体あて文書により通知します。

決定に当たっては、審査結果に基づいて、事業内容を修正すること等の条件を付すことがあります。

**11 今後のスケジュール（予定）**

令和2年3月30日（月）募集開始

令和2年4月20日（月）募集締切

※順次、審査結果を通知します。

なお、新規申請事業者で補助金交付候補者として決定を受けた団体は、別途指示により補助金申請をしていただくこととなります。その際には、継続申請事業者と同様の添付書類が必要となりますので、ご注意ください。

**12 事業実施団体の責務**

事業を実施する団体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

(1) 事業の推進

事業実施団体は、本募集要項等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、食中毒及び食品アレルギーによる事故等が発生しないように、食品衛生法等の関係法令を遵守してください。

(2) 補助金の経理

ア 事業実施団体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適切に執行してください。

イ 事業実施団体は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を報告書とともに提出してください。

ウ 事業実施団体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めてください。

**13 事業成果等の報告**

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、事業終了後、別に定める実施要領等に基づき必要な報告を行っていただきます。

令和2年度から、実績報告の様式及び領収証の管理方法が改正されていますので、予め確認いただき、適切な経費管理に努めてください。

<問い合わせ先>

- 本補助制度のお問い合わせは、別紙様式により、メール又はFAXにて下記までお送りください。（電話によるお問い合わせは受け付けておりません。）

京都府健康福祉部家庭支援課

メールアドレス kateishien@pref.kyoto.lg.jp

FAX 075-414-4586

- 食品衛生関係法令に関する個別の相談に係る窓口は、別表のとおりです。

別表 食品衛生関係法令に関する個別相談に係る窓口

| 地 域                             | 相 談 窓 口                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 京都市                             | 京都市医療衛生センター<br>京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地<br>千代田生命京都御池ビル6階<br>075-746-7211（北区，上京区，左京区，東山区担当）<br>075-746-7212（中京区，下京区担当）<br>075-746-7213（山科区，南区，伏見区担当）<br>075-746-7214（右京区，西京区担当） |
| 向日市、長岡京市、大山崎町                   | 山城広域振興局健康福祉部 乙訓保健所 環境衛生室<br>向日市上植野町馬立8<br>075-933-1241                                                                                                                      |
| 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町 | 山城広域振興局健康福祉部 山城北保健所 衛生室<br>宇治市宇治若森7-6<br>0774-21-2912                                                                                                                       |
| 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村           | 山城広域振興局健康福祉部 山城南保健所環境衛生室<br>木津川市木津上戸18-1<br>0774-72-4302                                                                                                                    |
| 亀岡市、南丹市、京丹波町                    | 南丹広域振興局健康福祉部 南丹保健所 環境衛生室<br>南丹市園部町小山東町藤ノ木21<br>0771-62-4754                                                                                                                 |
| 福知山市                            | 中丹広域振興局健康福祉部 中丹西保健所環境衛生室<br>福知山市篠尾新町一丁目91<br>0773-22-6382                                                                                                                   |
| 舞鶴市、綾部市                         | 中丹広域振興局健康福祉部 中丹東保健所環境衛生室<br>舞鶴市字倉谷1350-23<br>0773-75-1156                                                                                                                   |
| 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町               | 丹後広域振興局健康福祉部 丹後保健所 環境衛生室<br>京丹後市峰山町丹波855<br>0772-62-1361                                                                                                                    |

※組織改正により、担当名称は変更となる可能性があります。